

公益財団法人 日本サッカー協会
2023年度 第9回理事会

2023年9月21日

報告事項

1. 第2回 AFC 理事会（8月14日開催）の件

第2回 AFC 理事会が8月14日にオンラインで開催された。主な決定・報告事項は以下の通り。

(1) 2024-2025 シーズン以降、AFC クラブ競技会について、以下の通り決定した。

①アジアのトップレベルの24クラブが参加する大会を「AFC チャンピオンズリーグエリート (ACLE)」とする。

②第2階層の32クラブが参加する大会を「AFC チャンピオンズリーグ2 (ACL2)」とする。

③第3階層の20クラブが参加する大会を「AFC チャレンジリーグ (ACGL)」とする。

④ 2024-2025 シーズンのACLE 優勝チームに、賞金1,200万ドルを授与することを決定 (2023-2024 シーズン賞金400万ドルの3倍)。

⑤2024-2025 シーズンのACLE 準優勝チームに、賞金600万ドルを授与することを決定 (2023-2024 シーズン賞金200万ドルの3倍)。

(2) 2024-2025 シーズンから、AFC 女子チャンピオンズリーグを新設することを決定した。

(3) AFC 医学委員会、AFC 審判委員会、AFC 財務委員会および AFC 法務委員会の決定事項を批准した。

2. 第71回 EAFF 理事会（8月20日開催）の件

第71回 EAFF 理事会が8月20日にオーストラリア・シドニーとオンラインで開催された。主な決定・報告事項は以下の通り。

(1) 第70回 EAFF 理事会（2023年6月2日オンライン開催）の議事録を承認した。

(2) EAFF 組織委員会委員長が、EAFF 競技会の準備状況に関する視察について報告した。

(3) EAFF アンダーカテゴリー大会のブランディングを承認した。

(4) 第5回 EAFF 臨時総会（2023年10月31日開催予定）のアジェンダを承認した。

(5) チャイニーズ・タイペイサッカー協会からの EAFF 常任委員会委員交代を承認した。

(6) EAFF 名誉会員選定に関し、明確な選定要件と選定手順の必要性について確認し、次回会議にて EAFF 事務局がガイドラインを提案することで合意した。

(7) グアムサッカー協会が、2023年5月に発生した台風2号（マーマー）で被災した現地の復旧状況について報告した。

3. 第19回アジア競技大会（2022／杭州）日本女子代表コーチングスタッフの件

第19回アジア競技大会（2022／杭州）の女子サッカーがなでしこジャパン（日本女子代表）の活動時期と重複するため、日本女子代表チームは以下のコーチングスタッフ体制で大会に臨むこととする。

第19回アジア競技大会（2022／杭州）日本女子代表コーチングスタッフの選任

監督 : 狩野倫久 (JFA ナショナルコーチングスタッフ)

コーチ : 岡本三代(JFA ナショナルコーチングスタッフ)
 GK コーチ : 小林忍(JFA ナショナルコーチングスタッフ)
 ※女子委員会にて承認済み

大会名 : 第 19 回アジア競技大会 (2022/杭州)
 大会期間(サッカー女子) : 9 月 21 日(木)~10 月 6 日(金)
 ※なでしこジャパン活動期間 : 9 月 18 日(月)~9 月 26 日(火)

4. 天皇杯 JFA 第 103 回全日本サッカー選手権大会ラウンド 16(4 回戦)における浦和レッズサポーターによる複数の違反行為の件

天皇杯 JFA 第 103 回全日本サッカー選手権大会ラウンド 16(4 回戦)において発生した、浦和レッズサポーターによる複数の違反行為について、本協会の定めるルールに則り、新たに 4 人のサポーターに対して以下の決定を下した。

該当試合 : 天皇杯 JFA 第 103 回全日本サッカー選手権大会ラウンド 16(4 回戦)
 開催日時、場所 : 2023 年 8 月 2 日(水) 19:00 CS アセット港サッカー場
 対戦カード : 名古屋グランパス vs. 浦和レッズ
 対象者 : 4 名
 違反行為 : フィールドへの飛び降り、暴力行為、危険行為、威嚇行為
 決定内容 : 無期限の入場禁止(JFA 主催試合に加え J リーグ、各種連盟大会も含む日本国内で行われる全ての試合を対象とする)

5. JFA シニアサッカーアンバサダー再任の件

2021 年 9 月理事会にて JFA シニアサッカーアンバサダーを設置し、金田喜稔・現理事を選任したが、本年 9 月末で 2 年間の任期が終了となる。金田理事は下記の通り、シニアサッカーアンバサダーとして国内のシニアサッカー普及に大きく貢献された。よって、金田理事を本年 10 月 1 日より翌シーズン終了の 2025 年 1 月まで再任したい。

【実績】

金田理事は JFA シニアサッカーアンバサダーの役割である「JFA が主催するシニアサッカー普及施策への参加」「シニアサッカー全般に関するアドバイス」に関し、新規事業の「JFA シニアサッカークリニック」に参画し、自らも指導するなど積極的に関わった。また、シニアの各カテゴリーの全国大会やフェスティバルなどにも数多く参加し、表彰式のプレゼンターを務めただけでなく、参加者や関係者との積極的なコミュニケーションによりシニアサッカーの現状把握に努め、適宜アドバイスなどを行った。さらに、広報活動として『JFAnews』や JFATV、大会公式プログラムなどに数多く出演し、シニアサッカーの普及に努めた。

6. 競技会開催申請の件

(1) 申請団体 : 公益財団法人東京都サッカー協会
 大会名 : 2023 早慶クラシコ presented by アミノバイタル®
 第 74 回早慶サッカー定期戦・第 22 回早慶女子サッカー定期戦

主催 : 公益財団法人東京都サッカー協会
 主管 : 慶應義塾体育会サッカー部、早稲田大学ア式蹴球部
 慶應義塾体育会サッカー部女子、早稲田大学ア式蹴球部女子
 協賛 : 味の素株式会社アミノバイタル®、レバレジーズ株式会社
 後援 : 株式会社朝日新聞社
 開催期日 : 2023年7月7日(金)
 会場 : 東京都/味の素フィールド西が丘
 参加チーム : 慶應義塾体育会サッカー部、早稲田大学ア式蹴球部、
 慶應義塾体育会サッカー部女子、早稲田大学ア式蹴球部女子

(2) 申請団体 : 一般財団法人静岡県サッカー協会
 大会名 : 2023 SBS カップ国際ユースサッカー大会
 主催 : 公益財団法人日本サッカー協会、一般財団法人静岡県サッカー協会、
 静岡新聞社・静岡放送
 主管 : 一般財団法人静岡県サッカー協会2種委員会
 後援 : 外務省、スポーツ庁、静岡県、静岡県教育委員会、静岡県国際交流協会、開催各市
 開催各市教育委員会、TBS
 開催期日 : 2023年8月16日(水)～20日(日)
 会場 : 静岡県/草薙総合運動場陸上競技場、愛鷹運動公園多目的競技場、
 エコパスタジアム
 参加チーム : U-18 パラグアイ代表、U-18 韓国代表、U-18 日本代表、静岡ユース、
 U-16 女子静岡選抜、U-16 女子山梨選抜

(3) 申請団体 : 一般社団法人神奈川県サッカー協会
 大会名 : 2023 日韓親善ジュニアサッカー大会(横浜市・仁川広域市国際交事業)
 主催 : 横浜市、一般社団法人神奈川県サッカー協会
 主管 : 一般社団法人横浜サッカー協会
 開催期日 : 2023年7月29日(土)～30日(日)
 会場 : 神奈川/ニッパツ三ツ沢球技場、しんよこフットボールパーク
 参加チーム : 仁川広域市 : 1 チーム、横浜市 : 2 チーム
 ※入場料金無料

(4) 申請団体 : 一般社団法人中国サッカー協会
 大会名 : 2023 第12回ライフスポーツサッカー大会(50歳以上11人制)
 主催 : 一般社団法人中国サッカー協会
 主管 : 一般社団法人広島県サッカー協会
 後援 : 公益財団法人日本サッカー協会、山口県、防府市、共同通信社、
 一般社団法人日本サッカー名蹴会、公益財団法人山口県スポーツ協会、
 防府市教育委員会
 協賛 : キリン株式会社、株式会社住ゴム産業、加茂商事株式会社
 協力 : 株式会社ミカサ

開催期日 : 2023年10月21日(土)～22日(日)
 会場 : キリンレモンスタジアム防府市スポーツセンター陸上競技場、
 人工芝多目的グラウンド(2面)
 参加チーム : JFA登録済み20チーム
 ※入場料金無料

(5)申請者 : 一般財団法人日本青年館
 大会名 : 第71回全国青年大会
 主催 : 日本青年団協議会、一般財団法人日本青年館、東京都
 後援 : 内閣府、文部科学省、厚生労働省、公益財団法人日本サッカー協会、
 各都道府県教育委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、NHK、
 公益財団法人日本バレーボール協会、公益財団法人日本バスケットボール協会、
 公益財団法人日本軟式野球連盟、日本体育大学、
 公益財団法人日本レクリエーション協会、江戸川区、
 特定非営利活動法人テレビ日本美術家協会
 開催日 : 2023年11月10日(金)～13日(月)
 実施競技 : バレーボール(9人制)、バスケットボール、軟式野球、剣道、フットサル

7. 第14回フットボールカンファレンス2025 開催地決定の件

2025年に開催する第14回フットボールカンファレンスの開催地について技術委員会で協議した結果、熊本県(熊本城ホール)に決定した。

開催期間 : 2025年1月18日(土)～19日(日)
 開催方式 : 集合研修およびオンライン研修
 開催地協会 : 熊本県サッカー協会
 メイン会場 : 熊本城ホール(熊本県熊本市)大ホール 2,300名収容
 立候補協会 : 北海道サッカー協会、富山県サッカー協会、滋賀県サッカー協会、
 長崎県サッカー協会、熊本県サッカー協会
 選定理由 : 集合研修・オンライン研修のハイブリッド開催とした際に、集合する指導者への
 メリットを最大限に考えた開催地・会場であること
 (1)開催地までの集散がしやすいか
 (2)カンファレンス運営にあたっての会場の不足がないか(広さや導線、控室含む)
 (3)会場での参加者同士のコミュニケーションが取りやすいか(懇親会含む)
 (4)参加者の宿泊食事について選択肢が多数あるか
 (5)海外ゲストへのホスピタリティーに対応できる会場か(滞在ホテル、観光など含む)
 (6)開催FAの体制に不足がないか
 (7)開催FAの自治体やコンベンションビューローなどとの連携が十分か
 (8)上記(1)～(5)に伴う開催FAへのメリットは十分か

【参考】開催にあたり必要な要件

<最低必要要件>

- (1) 国際会議場（大ホール約 1,000 席程度、控室）の確保 ※運営上のオペレーター席含む
- (2) ハイブリッド開催（集合とオンライン）が可能な施設であること
 - A: 集合研修のオペレーターとは別に配信スペースの確保ができること
 - B: 会場内にインターネット配信環境が確保できること
- (3) 運営スタッフの確保と人件費（交通費・謝金など）の負担（開催期間中約 50 名）

<その他検討事項>

- 自治体などからの助成金制度
- 宿泊ホテルの確保（海外ゲスト／関係者）
- 懇親会会場の確保（約 1,000 名立食）
- アクセスの良さ（会場⇄ホテル⇄主要駅・空港）
- 国際会議場の付帯設備状況

8. JFA・Jリーグ特別指定選手制度の件

8 月 31 日時点までに認定された特別指定選手と特別指定選手解除申請受理（1 名）は、以下の通り。

- (1) 選手 : 国武勇斗（くにたけ・ゆうと）
 所属チーム：興国高校
 受入先 : 奈良クラブ
 所属歴 : 羽曳野市サッカースクール
 ガンバ大阪堺ジュニアユース
 興国高校
 認定日 : 2023 年 7 月 4 日
- (2) 選手 : 浅倉廉（あさくら・れん）
 所属チーム：拓殖大学麗澤会体育局サッカー一部
 受入先 : 藤枝 MYFC
 所属歴 : 町田相原 FC
 川崎フロンターレ U-12
 川崎フロンターレ U-15
 静岡学園高校サッカー部
 拓殖大学麗澤会体育局サッカー一部
 認定日 : 2023 年 8 月 1 日
- (3) 選手 : 松本ケンチザンガ（まつもと・けんちざんが）
 所属チーム：駒澤大学体育会サッカー一部
 受入先 : ブラウブリッツ秋田
 所属歴 : 桜井サッカー少年団
 桜井サッカースポーツ少年団
 越谷フットボールクラブジュニアユース

埼玉県立浦和東高校サッカー部

駒澤大学体育会サッカー部

駒澤大学 GIOCO 世田谷

駒澤大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月1日

(4) 選手 : 玉城大志 (たましろ・たいし)

所属チーム : 仙台大学

受入先 : ザスパクサツ群馬

所属歴 : 岸町サッカー少年団

浦和レッドダイヤモンドジュニア

浦和レッドダイヤモンドユース

仙台大学サッカー部

認定日 : 2023年8月1日

(5) 選手 : 村上千歩 (むらかみ・ゆきと)

所属チーム : 専修大学体育会サッカー部

受入先 : ヴァンフォーレ甲府

所属歴 : FC ESPACIO 熊本

FC. CONQUESTA

名古屋グランパス U-18

専修大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月1日

(6) 選手 : 食野壮磨 (めしの・そうま)

所属チーム : 京都産業大学体育会サッカー部

受入先 : 東京ヴェルディ

所属歴 : ジョイナスフットボールクラブ

ガンバ大阪ジュニアユース

ガンバ大阪ユース

京都産業大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月8日

(7) 選手 : 碓明日麻 (いかり・あすま)

所属チーム : 大津高校

受入先 : 水戸ホーリーホック

所属歴 : 姫戸 FCjr

FCK MARRY GOLD AMAKUSA U-15

大津高校

認定日 : 2023年8月8日

(8) 選手 : 森璃太 (もり・りいた)

所属チーム : 早稲田大学ア式蹴球部

受入先 : アルビレックス新潟

所属歴 : 大島シェルズサッカークラブ

川崎フロンターレ U-12

川崎フロンターレ U-15
 川崎フロンターレ U-18
 早稲田大学ア式蹴球部
 早稲田大学ア式蹴球部 FC
 早稲田大学ア式蹴球部

認定日 : 2023年8月8日

(9) 選手 : 碓井聖生 (うすい・しょうせい)

所属チーム : 中京大学体育会サッカー部

受入先 : カターレ富山

所属歴 : アルチ富山フットボールクラブ

FC ひがしジュニアユース

富山第一高校

中京大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月15日

(10) 選手 : 藤井一志 (ふじい・かずし)

所属チーム : 東海大学体育会サッカー部

受入先 : 大宮アルディージャ

所属歴 : 西宮少年サッカークラブ

ヴィッセル神戸伊丹 U-15

東海大学付属高輪台高校

東海大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月15日

(11) 選手 : 福井和樹 (ふくい・かずき)

所属チーム : 京都産業大学体育会サッカー部

受入先 : SC 相模原

所属歴 : 龍野ジュニアサッカークラブ

サルパフットボールクラブ

ガンバ大阪ユース

京都産業大学体育会サッカー部

認定日 : 2023年8月22日

(12) 選手 : 橋本丈 (はしもと・じょう)

所属チーム : 関東学院大学体育部連合会サッカー部

受入先 : 横浜 FC

所属歴 : NPO 法人 FC パーシモン

コンフィアール町田ジュニアユース

興国高校

関東学院大学体育部連合会サッカー部

認定日 : 2023年8月22日

(13) 選手 : 小倉陽太 (おぐら・ひなた)

所属チーム : 早稲田大学ア式蹴球部

受入先 : 横浜 FC

所属歴 : 茅ヶ崎小和田 F.C
 横浜 FC ジュニアユース
 横浜 FC ユース
 早稲田大学ア式蹴球部

認定日 : 2023 年 8 月 22 日

(14) 選手 : 古山兼悟 (ふるやま・けんご)

所属チーム : 大阪体育大学学友会サッカー部

受入先 : セレッソ大阪

所属歴 : 大阪市サッカースクール 2001 白鷺ジュニア
 IRIS 生野 SS
 立正大学淞南高校
 大阪体育大学学友会サッカー部

認定日 : 2023 年 8 月 29 日

(15) 選手 : 久保征一郎 (くぼ・せいいちろう)

所属チーム : 法政大学

受入先 : 水戸ホーリーホック

所属歴 : 太陽スポーツクラブ U-12
 太陽スポーツクラブ U-15
 FC 東京 U-18
 法政大学体育会サッカー部

認定日 : 2023 年 8 月 29 日

(16) 選手 : 川上康平 (かわかみ・こうへい)

所属チーム : 東洋大学体育会サッカー部

受入先 : ファジアーノ岡山

所属歴 : 津田フットボールクラブ
 JFA アカデミー福島 U-15
 JFA アカデミー福島 U-18
 東洋大学体育会サッカー部

認定日 : 2023 年 8 月 29 日

※特別指定選手解除申請受理

(1) 選手 : 碓明日麻 (いかり・あすま)

所属元 : 大津高校

受入先 : 水戸ホーリーホック

認定日 : 2023 年 8 月 8 日

解除日 : 2023 年 8 月 29 日

9. Fリーグ特別指定選手制度の件

(報告) 資料 1

7 月 11 日から 8 月 22 日までに認定された F リーグ特別指定選手は、資料の通り。

10. 指導者ライセンス認定 S級コーチライセンスの件

S級コーチ養成講習会で国内外インターンシップを含む全てのカリキュラムを修了し、全ての評価項目において合格した下記5名について、指導者に関する規則第4条「ライセンスの認定」に基づき、S級ライセンスを認定した。

2020年度

(1) 氏名 : 朴康造 (ぱく・かんじょ)

指導チーム : 無所属

生年月日 : 1980年1月24日

資格 : 2016年 AFC A級ライセンス取得

指導歴 : 2008年1月～2013年1月 パクカンジョサッカースクール
 2013年6月～2016年12月 ヴィッセル神戸スクールコーチ
 2017年1月～2022年3月 ヴィッセル神戸 UMDS U-15 監督
 2022年4月～2022年6月 アイナック神戸 テクニカルアドバイザー
 2022年7月～2023年6月 アイナック神戸 監督

(2) 氏名 : 大谷武文 (おおたに・たけふみ)

指導チーム : 徳島ヴォルティス

生年月日 : 1978年9月8日

資格 : 2018年 A級コーチジェネラルライセンス取得

指導歴 : 2005年 セレッソ大阪サッカースクールコーチ
 2008年 セレッソ大阪 U-12 コーチ
 2010年 セレッソ大阪 U-18 コーチ
 2012年 セレッソ大阪エリートクラスコーチ
 2013年 セレッソ大阪 U-12 監督
 2016年 高知ユナイテッド SC ヘッドコーチ
 2017年～2019年 高知ユナイテッド SC 監督
 2020年 セレッソ大阪 U-23 コーチ
 2021年～ 徳島ヴォルティス アカデミーダイレクター

※2020年度 S級コーチ認定者数 : 13名/16名中 (上記2名含む)

2021年度

(3) 氏名 : 中村元彦 (なかむら・もとひこ)

指導チーム : 一般社団法人神奈川県サッカー協会 FA コーチ

生年月日 : 1971年10月30日

資格 : 2007年 A級コーチジェネラルライセンス取得

指導歴 : 1997年～2008年 神奈川県立秦野高校 監督
 2002年～2005年 神奈川県教員サッカークラブ 監督
 2008年～2018年 神奈川県立厚木北高校 監督
 2019年～2020年 神奈川県立新羽高校 コーチ
 2013年～ 一般社団法人神奈川県サッカー協会ユースダイレクター

2020年～ 一般社団法人神奈川県サッカー協会 FA コーチ・シニアチューター

(4)氏名 : 羽地登志晃 (はじ・としあき)

指導チーム : FC 徳島

生年月日 : 1978年8月28日

資格 : 2014年 A級コーチジェネラルライセンス取得

指導歴 : 2011年 徳島ヴォルティス普及コーチ

2011年 徳島ヴォルティスU-14 監督

2013年～2014年 徳島ヴォルティスU-15 監督

2015年～2018年8月 徳島ヴォルティスユース監督

2018年8月～2019年 徳島県サッカー協会テクニカルアドバイザー

2020年～ 徳島県 FA コーチ

※ 2021年度S級コーチ認定者数 : 13名/16名中 (上記2名含む)

2022年度

(5)氏名 : 菅原大介 (すがわら・だいすけ)

指導チーム : U-18 日本代表 / JFA セットプレーコーチ

生年月日 : 1978年5月4日

資格 : 2010年 A級コーチジェネラルライセンス取得

指導歴 : 2001年～2003年 筑波大学蹴球部コーチ

2003年～2005年 日本女子代表、U-19 女子代表テクニカルスタッフ

2005年～2006年 U-18 日本代表テクニカルスタッフ

2006年～2007年 U-19、U-21 日本代表テクニカルスタッフ、
U-14 日本選抜コーチ、ナショナルトレセンコーチ 中国担当

2007年～2008年 U-20、U-22 日本代表テクニカルスタッフ、
ナショナルトレセンコーチ中国担当

2008年～2009年 U-23 日本代表テクニカルスタッフ

2009年～2009年8月 U-18 日本代表テクニカルスタッフ、
ナショナルトレセンコーチ四国担当

2009年8月～2010年 ジェフユナイテッド市原・千葉コーチ

2010年～2011年 ジェフユナイテッド市原・千葉アシスタントコーチ

2011年～2014年 大分トリニータ ヘッドコーチ

2015年～2016年7月 ジェフユナイテッド市原・千葉コーチ

2016年7月～12月 ジェフユナイテッド市原・千葉ヘッドコーチ

2017年～2019年 ジェフユナイテッド市原・千葉コーチ

2020年～2021年 栃木 SC ヘッドコーチ

2022年～ 日本サッカー協会

2022年～ セットプレーコーチ (JFA テクニカルハウス)

2023年～ U-18 日本代表 コーチ

※2022年度 S級コーチ認定者数 : 13名/19名中 (上記1名含む)

Associate-Pro (A-Pro) コーチ養成講習会修了後、コンバージョンコースを合格した下記5名について、指導者に関する規則第4条「ライセンスの認定」に基づき、S級ライセンスを認定した。

2023年度

(1) 氏名 : 小倉咲子 (おぐら・さきこ)

指導チーム : INAC 神戸レオネッサ

生年月日 : 1982年1月9日

資格 : 2022年 A-pro ライセンス取得

指導歴 : 2012年～2014年 福島県国体成年女子 コーチ

2014年 今治しまなみスポーツクラブ コーチ

2014年～2016年 エステレーラ相馬 監督

2017年～2020年 アンジュヴィオレBINGO 監督

2021年 JFA アカデミー福島女子 サポートコーチ

2021年～2022年 グアム女子代表監督兼任女子サッカー総括

2022年～2023年 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース主務兼コーチ

2023年～現在 INAC 神戸レオネッサコーチ

(2) 氏名 : 田代久美子 (たしろ・くみこ)

指導チーム : 三菱重工浦和レッズレディース

生年月日 : 1980年11月13日

資格 : 2022年 A-pro ライセンス取得

指導歴 : 2009年～2010年 栃木 SC レディース コーチ

2011年～2013年 栃木 SC レディース 監督

2013年～2019年 日本サッカー協会ナショナルトレセンコーチ

2014年～2021年 山梨学院大学サッカー部女子 監督

2017年 ユニバーシアードサッカー女子日本代表 コーチ

2019年 ユニバーシアードサッカー女子日本代表 コーチ

2022年2月～2022年5月 AC長野パルセイロ・レディース コーチ

2022年6月～2023年6月 AC長野パルセイロ・レディース 監督

2023年7月～現在 三菱重工浦和レッズレディース コーチ

(3) 氏名 : 藤巻藍子 (ふじまき・あいこ)

指導チーム : ノジマステラ神奈川相模原

生年月日 : 1981年3月4日

資格 : 2022年 A-pro ライセンス取得

指導歴 : 2003年4月～2011年3月 アルビレックス新潟普及スクールコーチ

2011年4月～2015年3月 アスルクラロ沼津ガールズチーム監督

2015年4月～2016年12月 大和シルフィード トップチームコーチ

2017年1月～2021年12月 大和シルフィード トップチーム 監督

2022年1月～現在 ノジマステラ神奈川相模原アヴェニーレ監督

(4) 氏名 : 三上尚子 (みかみ・しょうこ)

指導チーム : ジェフユナイテッド市原・千葉レディース

生年月日 : 1981年1月8日

資格 : 2022年 A-pro ライセンス取得
 指導歴 : 2010年2月～2011年1月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース U15 コーチ
 2011年2月～2014年1月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース U15 監督
 2014年2月～2018年1月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース 監督
 2018年2月～2019年1月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース アカデミー
 チーフ
 2019年2月～2021年1月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース U18 監督
 2021年2月～2022年12月 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース GM
 2023年1月～現在 ジェフユナイテッド市原・千葉レディース 監督

(5) 氏名 : 柳井里奈 (やない・りな)

指導チーム : 大宮アルディージャ VENTUS

生年月日 : 1989年4月20日

資格 : 2022年 A-pro ライセンス取得

指導歴 : 2014年 ジェフ千葉レディースアカデミーコーチ
 2016年～2018年 INAC 神戸レオネッサアカデミーコーチ
 2019年 マイナビベガルタ仙台レディースアカデミーコーチ
 2020年 INAC 神戸レオネッサコーチ
 2021～2022年 流通経済大学女子サッカー部監督
 2023年～現在 大宮アルディージャ VENTUS 監督

※ 現 S 級コーチライセンス保持者数 : 539 名 (上記 10 名含む)

11. 指導者ライセンス認定の件

(報告) 資料 2①②

次の指導者養成講習会を修了し技術委員会が適格と認めた者に対し、ライセンスを認定した。

2022/2023 年度 A 級 U-15 コーチ養成講習会 (17 名)

2022 年度 A 級ジェネラルコーチ養成講習会 (179 名)

12. 審判員・審判指導者の海外派遣の件

審判員・審判指導者の海外派遣は以下の通り。

(1) 審判員 海外派遣

①女子国際親善試合

試合日 : 7月14日 オーストラリア女子代表 vs. フランス女子代表

場所 : メルボルン/オーストラリア

審判員 : 小泉朝香、中本早紀

②AFC Elite Futsal Referees Seminar 2023

開催期間 : 7月11日～15日

場所 : クアラルンプール/マレーシア

審判員：藤田武志、小林裕之、大矢翼、齋藤香菜、山本真理

③FIFA Women's World Cup Australia New Zealand 2023™

開催期間：7月20日～8月20日

場所：オーストラリアおよびニュージーランド

審判員：山下良美、坊菌真琴、手代木直美

④女子国際親善試合

試合日：8月13日 香港女子代表 vs. タイ女子代表

場所：香港

審判員：中本早紀

⑤AFF U23 Championship 2023

開催期間：8月17日～26日

場所：ラーヨン／タイ

審判員：笠原寛貴

⑥AFC Champions League 2023/24 - Playoff Stage 4 - West

試合日：8月22日

場所：ドーハ／カタール

審判員：木村博之、聳城巧、渡辺康太、山本雄大

⑦Future Star Cup Shanghai 2023

開催期間：9月1日～3日

場所：上海／中国

審判員：山本雄大

⑧AFC U23 ASIAN CUP QATAR 2024™ - QUALIFIERS GROUP A

開催期間：9月6日～12日

場所：アンマン／ヨルダン

審判員：笠原寛貴、浅田武士

⑨AFC U23 ASIAN CUP QATAR 2024™ - QUALIFIERS GROUP F

開催期間：9月6日～12日

場所：クウェートシティ／クウェート

審判員：谷本涼、武部陽介

(2) インストラクター・アセッサー海外派遣

①AFC MA Refereeing Administration Project 2022

開催期間：7月12日～16日

場所：サイパン／北マリアナ諸島

インストラクター：山岸佐知子

②FIFA Futsal Refereeing Instructors Seminar

開催期間：7月19日～23日

場所：マドリード／スペイン

インストラクター：松崎康弘

③FIFA Women's World Cup Australia New Zealand 2023™

開催期間：7月20日～8月20日

場所：オーストラリアおよびニュージーランド

テクニカルインストラクター：深野悦子

④FUTURO III

開催期間：7月24日～28日

場所：ソウル／韓国

インストラクター：梶山美沙子、佐藤隆治、名木利幸、山岸佐知子（テクニカル）、
中村大輔（フィットネス）

⑤AFC Elite Futsal Referee Instructors Seminar 2023

開催期間：8月17日～19日

場所：クアラルンプール／マレーシア

インストラクター：延本泰一、小崎知広

⑥AFC Video Assistant Referees Course 2023

開催期間：8月26日～30日

場所：クアラルンプール／マレーシア

インストラクター：佐藤隆治

⑦FIFA MA Refereeing Course - Futsal

開催期間：8月29日～9月2日

場所：ドゥシャンベ／タジキスタン

インストラクター：松崎康弘

⑧AFC U23 ASIAN CUP QATAR 2024™ - QUALIFIERS GROUP B

開催期間：9月6日～12日

場所：昌原／韓国

インストラクター：石山昇

⑨AFC U23 ASIAN CUP QATAR 2024™ - QUALIFIERS GROUP C

開催期間：9月6日～12日

場所：ベトチ／ベトナム

インストラクター：上川徹

⑩AFC Referee Academy - Batch 4 - Intermediate Module 3

開催期間：9月9日～16日

場所：クアラルンプール／マレーシア

インストラクター：佐藤隆治

13. 2023年度フットサル1級審判員特別認定審査の件

審判委員会で新規フットサル1級審判員特別認定審査を実施し、次の1名をフットサル1級審判員に認定した。

荒木裕里香（あらかき・ゆりか） 北信越／福井県

特別認定審査とは、サッカー1級・サッカー女子1級審判員の資格保持者に対し、通常のフットサル1級審判員認定審査とは別に審査を行い、合格者にフットサル1級審判員の資格を付与するもの

14. 天皇杯実施委員会委員の変更の件

以下の通り、委員を交代する。

変更前：山本 佳代（NHK 報道局スポーツセンター スポーツ業務管理部 副部長）

変更後：川瀬 直人（NHK 報道局スポーツセンター スポーツ業務管理部 副部長）

※NHK の人事異動に伴う交代

15. JFA サッカー施設整備助成事業 2023 の件

「JFA サッカー施設整備助成金 2023 交付要項」に基づき、助成金交付要望のあった次の案件について審査した結果、交付を決定した。

[申請概要]

1. 愛知県

- (1) 申請者：公益財団法人愛知県サッカー協会
- (2) 申請区分：[助成区分 1] 都道府県フットボールセンター整備助成事業
- (3) 助成対象事業：人工芝(新設)
- (4) 施設名：愛知県フットボールセンター愛西
- (5) 計画地：愛知県愛西市早尾町草場 68(立田総合運動場)
- (6) 総事業費：100,650 千円 うち助成対象経費 91,260 千円
- (7) 助成金申請額：45,000 千円
- (8) 完了時期：2024 年 1 月 31 日(予定)
- (9) 交付決定日：2023 年 9 月 1 日

16. 2023 年度 功労賞の件

地域サッカー協会（地域 FA）および都道府県サッカー協会（都道府県 FA）から申請があった下表の前（元）役員に、功労賞を授与する。

なお、本件については、表彰規則第 6 条に則り、2023 年度第 2 回表彰委員会で承認された。

※対象者：

- (1) 地域 FA および都道府県 FA の三役（会長、副会長、専務理事）を退任された方
- (2) 地域 FA 役員を退任された方(役員歴 20 年以上)：各地域 FA で年度ごと 2 名以内。

No.	FA	氏名	前（元）役職
1	北海道	戸村真規	副会長
2	岩手県	佐藤訓文	会長
3	岩手県	鎌田安久	副会長
4	宮城県	佐々木知廣	副会長
5	栃木県	佐藤俊介	副会長
6	神奈川県	坂本紀典	会長
7	滋賀県	藤澤輝彦	会長

8	兵庫県	三木谷研一	会長
9	島根県	新宮博	会長
10	沖縄県	具志堅朗	会長
11	沖縄県	屋富祖繁幸	副会長

17. 審判員表彰の件

「審判員及び審判指導者等に関する規則」第30条および「審判員および審判指導者の表彰対象」に基づき、審判委員会より以下の審判員への表彰の推薦があり、表彰委員会がこれを決定した。

対象大会：FIFA 女子ワールドカップオーストラリア&ニュージーランド 2023

試合：決勝

対象：第4の審判 山下良美（やました・よしみ）

表彰内容：表彰状授与、記念品贈呈

【関連規則】

■審判員及び審判指導者等に関する規則

第30条〔表彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

■表彰規則

第3条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

(7) 審判員及び審判指導者（以下「審判員等」という。）

第6条 表彰者の決定は、理事会において行う。

ただし、別表に定める者については、表彰委員会がその内容を確認した上で決定し、理事会に報告するものとする。

別表 ③2012年度第8回理事会にて承認された表彰に関する内規（『審判員および審判指導者の表彰について』2021年度第13回理事会改定）に定める表彰者で審判委員会から推薦があった者

18. 海外遠征申請の件

(1) 公益財団法人東京都サッカー協会

チーム 東京都専門学校サッカー連盟選抜（第1種）

遠征期間 11月10日～11月13日

遠征先 チャイニーズタイペイ/台北

(2) 一般社団法人大阪府サッカー協会

チーム セレッソ大阪U-14（第3種）

遠征期間 10月24日～10月30日

遠征先 インドネシア/ジャカルタ

【事後報告】

以下の遠征は事前申請されていなかったため、事後申請。

(1) 一般社団法人宮城県サッカー協会

- チー ム 常盤木学園高校（女子）
遠征期間 8月13日～8月19日
遠 征 先 韓国/大邱
- (2) 公益財団法人東京都サッカー協会
チー ム FC町田ゼルビアジュニア（第4種）
遠征期間 7月20日～7月27日
遠 征 先 韓国/保寧
- (3) 公益財団法人東京都サッカー協会
チー ム FC町田ゼルビアジュニアユース（第3種）
遠征期間 7月31日～8月8日
遠 征 先 タイ/コラート
- (4) 公益財団法人東京都サッカー協会
チー ム 東京ヴェルディユース（第2種）
遠征期間 9月2日～9月11日
遠 征 先 韓国/仁川
- (5) 一般社団法人神奈川県サッカー協会
チー ム 川崎市トレセン（第3種）
遠征期間 8月6日～8月8日
遠 征 先 韓国/富川
- (6) 一般社団法人神奈川県サッカー協会
チー ム 鎌倉インターナショナルFC（第1種）
遠征期間 8月16日～8月21日
遠 征 先 カンボジア/プノンペン、シムリアップ
- (7) 一般社団法人神奈川県サッカー協会
チー ム エスペランサSC（第3種）
遠征期間 7月24日～8月7日
遠 征 先 アルゼンチン/ブエノスアイレス
- (8) 一般社団法人新潟県サッカー協会
チー ム 長岡ビルボードフットボールクラブジュニア（第4種）
遠征期間 7月28日～8月1日
遠 征 先 韓国/端山
- (9) 公益財団法人愛知県サッカー協会
チー ム 刈谷ジュニアユース（第3種）
遠征期間 8月20日～8月29日
遠 征 先 スペイン/マドリード
- (10) 公益財団法人愛知県サッカー協会
チー ム 大同大学大同学校（第2種）
遠征期間 8月27日～8月31日
遠 征 先 韓国/ソウル
- (11) 一般社団法人大阪府サッカー協会
チー ム セレッソ大阪U-16（第2種）

- 遠征期間 8月27日～9月4日
遠征先 中国/上海
- (12)一般社団法人大阪府サッカー協会
チーム ガンバ大阪ジュニアユース（第3種）
遠征期間 7月22日～7月30日
遠征先 タイ/バンコク
- (13)一般社団法人大阪府サッカー協会
チーム ガンバ大阪ユース（第2種）
遠征期間 8月17日～8月19日
遠征先 韓国/ソウル
- (14)一般社団法人大阪府サッカー協会
チーム 帝塚山学院大学（女子）
遠征期間 8月9日～8月14日
遠征先 韓国/世宗
- (15)一般社団法人大阪府サッカー協会
チーム セレッソ大阪U-13（第3種）
遠征期間 9月5日～9月11日
遠征先 スペイン/マドリード
- (16)一般社団法人兵庫県サッカー協会
チーム INAC神戸レオネッサ（女子）
遠征期間 8月5日～8月9日
遠征先 ベトナム/ハナム
- (17)一般社団法人徳島県サッカー協会
チーム 徳島ヴォルティスジュニアユース（U-14）（第3種）
遠征期間 7月24日～7月29日
遠征先 カンボジア/シェムリアップ
- (18)一般社団法人佐賀県サッカー協会
チーム サガン鳥栖（第1種）
遠征期間 9月7日～9月9日
遠征先 韓国/大邱
- (19)一般社団法人宮崎県サッカー協会
チーム セントラルFC宮崎（第3種）
遠征期間 8月1日～8月5日
遠征先 韓国/仁川
- (20)一般財団法人全日本大学サッカー連盟
チーム U-20全日本大学選抜（第1種）
遠征期間 9月5日～9月13日
遠征先 韓国/太白
- (21)一般財団法人全日本大学サッカー連盟
チーム 全日本大学選抜（第1種）
遠征期間 9月18日～9月25日

遠征先 韓国/ソウル

19. JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認（更新）の件

- (1) 申請者（施設所有者）：平塚市
 施設名：馬入ふれあい公園馬入サッカー場人工芝グラウンド（神奈川県平塚市中堂 246-1）
 使用製品：住友ゴム工業株式会社 ハイブリッドターフ ER-60
 公認期間：2023年3月9日～2025年3月8日
 公認番号：第 027 号
- (2) 申請者（施設所有者）：宇和島市
 施設名：丸山公園多目的グラウンド（愛媛県宇和島市和霊町 555 番地 1）
 使用製品：株式会社アストロ アストロピッチ SL α N-60 EP
 公認期間：2023年6月16日～2025年6月15日
 公認番号：第 192 号
- (3) 申請者（施設所有者）：学校法人国士館
 施設名：国士館楓の杜キャンパス サッカーグラウンド（東京都町田市野津田町 3101）
 使用製品：美津濃株式会社 MS Craft AG BB、MS Craft AG—0 BB
 公認期間：2023年10月22日～2026年10月21日
 公認番号：第 244 号

20. 名義使用申請の件

- (1) 申請団体：一般社団法人神奈川県サッカー協会
 行事名称：JFA フットボールデー インクルーシブフットボールフェスタ神奈川 2023
 場所：神奈川県立スポーツセンター（神奈川県藤沢市善行 7 丁目 1-2）【アリーナ 2】
 事業期間：2023年9月18日（月）敬老の日 13:30～16:10
 名義の種類：後援
 主催：一般社団法人神奈川県サッカー協会
 協賛：明治安田生命保険相互会社 大船支社、株式会社ハイテック・システムズ、株式会社フォンテーン、株式会社カンキョーワークス、サカタのタネ グリーンサービス株式会社、株式会社ワイドアルミ（予定）
 後援：神奈川県、藤沢市、一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会、一般社団法人 日本障がい者サッカー連盟（JIFF）、公益財団法人日本サッカー協会、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（予定）
 協力：【神奈川県内 J リーグクラブ】横浜 F・マリノス、川崎フロンターレ、湘南ベルマーレ、横浜 FC、SC 相模原、Y. S. C. C. 横浜
 【神奈川県内 WE リーグ・なでしこリーグクラブ】ノジマステラ神奈川相模原、日体大 SMG 横浜、ニッパツ横浜 FC シーガルズ、大和シルフィード
 【神奈川県内障がい者サッカークラブ・団体】アクティブスポーツ、エスペランサ、FC アウボラーダ、FC PORT、神奈川県知的障がい者サッカー連盟、神奈川県デフフットボールクラブ（KDFC）、神奈川県電動車椅子サッカー協会、湘南イーグルス、

TSA FC、buen cambio yokohama、横浜F・マリノス フトウーロ、
Yokohama Crackers ほか

目的 : 神奈川県サッカー関係者、障がい者サッカー関係者が一同に会し、神奈川県における共生社会の実現および障がい者当事者がスポーツ・サッカーを継続して楽しむきっかけづくりとする。

内容 : 13:30~14:00
オープニング、障がい者サッカー説明会
14:10~16:10
障がい者サッカー体験会、まぜこぜウォーキングサッカー、クロージング
※スタッフ向けに9月3日(日)午後にかもめパークにてJFAリフレッシュ研修会を開催

参加料 : 無料

(2) 申請団体 : アミザーデ実行委員会

行事名称 : 第23回アミザーデサッカー大会

場所 : エスタディオサンフット(千葉市花見川区犢橋1605-2)

事業期間 : 2023年9月24日(日)午前10時から午後16時

名義の種類 : 後援名義の種類 : 後援

主催 : アミザーデサッカー実行委員会

主管 : Wings 提携クラブ(HANAZONO ラルクヴェール リベレオ)

後援 : 公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟、公益社団法人千葉県サッカー協会、千葉市サッカー協会、千葉市、千葉市教育委員会、おがとし会、NPO 団体おりがみ

対象 : この大会の趣旨に賛同するサッカーを愛する個人または団体

参加予定数 : 300人(昨年実績302人)

目的 : 全ての人々が等しくスポーツを享受できることを基本理念に、健常者と障がい者がサッカーを通してふれ合い、交流することにより、互いに理解しあい、認め合い、その友情(アミザーデ)の輪を広げ、より豊かなスポーツライフを共に築いていくことを目的に開催する。20年続く富山大会の継承。

参加料 : 無料

(3) 行事名称 : 第5回ベトナム日本国際ユースカップU-13

場所 : ベトナム社会主義共和国 ビンズン省

事業期間 : 2023年12月15日~2023年12月17日

主催 : ベトナム日本国際ユースカップU-13実行委員会(川崎フロンターレ、ベカメックIDC、ベカメックスビンズンFC、東急グループ、ブレイングループ)

後援 : 在ベトナム日本国大使館、ビンズン省人民委員会、ビンズン省文化スポーツ局、ベトナム日本商工会議所、ホーチミン日本商工会議所、ダナン日本商工会議所、ベトナムサッカー協会、(公財)日本サッカー協会、ビンズンサッカー協会、(公社)日本プロサッカーリーグ、国際協力機構 ※予定含む

行事の目的 : 日本・ベトナム両国がサッカーを通じて技術的・精神的に向上を目指すとともに

に、国を超えた相互理解を深めることにより、国際交流を図ることを目的に実施する。

行事の内容：【参加チーム】U-13年代の各クラブが参加

日本：川崎フロンターレ含む5チーム

ベトナム：ベカメックスビンズンFC含む5チーム

タイ・マレーシア：各1チーム

【概要】4チーム×3グループの予選リーグを行った後、上位、下位に分けて順位別トーナメントを行う

21. 規律委員会に関する懲罰の件

規律委員会（委員長：高山崇彦）より報告された懲罰案件2件について報告する。

1. FC東京に対する懲罰の件
2. 浦和レッドダイヤモンズに対する懲罰の件

1. FC東京に対する懲罰の件

天皇杯実施委員会より報告された天皇杯 JFA 第103回全日本サッカー選手権大会（以下、「本大会」という）におけるFC東京に関する事案について、規律委員会は以下の通り決定した。

対象者：FC東京

懲罰：(1)罰金500万円、(2)譴責（始末書の提出）

根拠条項：懲罰規程 3-7 チーム又は選手等によるその他の違反行為、天皇杯試合運営要項 第30条（参加チームの責任）

理由等：

① 大会マッチコミッショナーからの報告

本件は、本大会のマッチコミッショナーから報告のあった事案である。同報告およびその追加的資料に基づく対象者の嫌疑は以下の通りである。

（嫌疑内容）

対象者は、2023年7月12日（水）に味の素スタジアムにて行われた本大会第3回戦対東京ヴェルディ戦のキックオフ時刻（19時00分）の直前に、同スタジアム内（対象者のサポーター側のゴール裏、下層スタンド前列中央付近）において、対象者のサポーター複数名（以下、「当該サポーターら」という）が1分20秒程度にわたり花火および発煙筒を使用するという事態を生じさせるとともに、被害の発生および拡大を防ぎ、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講じなかった。

② 当委員会の判断

規律委員会は上記の報告の内容を精査の上、慎重に検討し審議を重ねた結果、以下の通り判断した。

ア 管轄権について

まず、対象者は本協会に加盟する加盟チームであることから、懲罰規程第2条に基づき当委員会は対象者に懲罰を科す権限を有する。また、本大会は当協会が主催する公式競技会であることに加え、本大会の開催規程第4条に「本大会における懲罰問題に関して、本協会規律委員会が直接管轄する」と規定されていることから、懲罰規程第16条第1項第2号に基づき、当委員会が本大会における対象者の行為に関して懲罰を科す権限を有する。

イ 事実関係

次に、事実関係について検討する。当該サポーターらの行為（上記スタジアム内で1分20秒程度にわたり花火および発煙筒を使用した行為）については、マッチコミッショナーの報告および映像等の客観的証拠からも明らかであり、対象者もこの点について争っておらず、事実であると認定できる。また、当該サポーターらの上記行為によって観客1名が火傷を負ったことが認められる。

ウ 対象者の有責性

続いて、当該サポーターらによる上記の行為を防止できなかったことなどに対する対象者の有責性について検討する。天皇杯試合運営要項第30条第1項に、「参加チームは、自チームのサポーターに対して、試合の前後及び試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。」と規定されていることから、対象者を含む本大会の参加チームは、自チームのサポーターの行為についての管理監督責任、さらには、自チームのサポーターに対して、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために、適切な観戦マナーを守らせ、施設の適切な使用等を周知し、遵守させる責任（サポーターへの指導責任）を負う。また、同条第2項には、「参加チームは、前項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、主管協会と協議の上、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講じなければならない。」と規定されていることから、仮に自チームのサポーターによる危険な行為等が生じた場合には、参加チームは、速やかに、被害の発生および拡大を防ぎ、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講じなければならない。本件においては、当該サポーターらは、大量の花火を上記スタジアムに持ち込んだ上で、安全措置を講じないまま、観客席の中でも特に観客が密集したエリアにおいて、大型の応援フラッグに事前に切り込みを入れた上で、当該フラッグの下から切り込みの間より約1分20秒にもわたり100発を超えてこれを打ち上げている（当該サポーターらは、実行者の特定を困難にさせる目的で応援フラッグの下に隠れながら切り込みの間から花火を発射させたものである）。さらに、当該サポーターらは、その周辺において、花火の打ち上げと同時に事前に持ち込んだ複数の発煙筒に引火させていることも確認されている。

当該サポーターらによる上記の行為は、観客が密集するエリアにおいて行われたものであり、誤って大量の花火や発煙筒に引火したり、応援フラッグに引火したりしていたならば、観客だけでなくピッチ上の選手や審判その他関係者にもケガを負わせるなど大惨事につながりかねなかった極めて危険な行為であるといえる。そうすると、対象者が、当該サポーターらによる上記スタジアムへの花火や発煙筒の持ち込みを許し、上記の行為の発生を防げなかったことは、自チームのサポーターに対して、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために、適切な観戦マナーを守らせ、施設の適切な使用等を周知し、遵守させるとした天皇杯試合運営要項第30条第1項（サポーターの行為についての管理監督責任及びサポーターへの指導責任）違反に当たると認め

られる。

さらに、映像等の証拠を確認する限り、当該サポーターらによる上記の行為の発生後も、対象者において、当該行為を止めさせるための具体的な措置が取られた形跡は認められず、結果的に、対象者は、当該サポーターらに当該行為をおよそ1分20秒にもわたり継続させ、観客1名に火傷を負わせるに至っている。したがって、対象者は、被害の発生および拡大を防ぎ、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講ずるべきであるとする同条第2項に違反すると認められる。

エ 情状

対象者は、当該行為が発生したことについては、「12年ぶりの東京ダービーであり一部のサポーターの熱が高まっていることは事前に察知しており、主管の東京都サッカー協会との間との協議の上、警備員を増強することなどの対応を講じていたが、火器等の使用までは予見できなかった」とし、また、当該行為発生後の対応に関しては、「警備計画、重点が両サポーター間のトラブル防止に向けられていたこと、当該場所は自由席で非常に込み合っていたこともあり、当該行為の実行中に警備員がたどり着くことができなかった」等と弁明している。

上記弁明のうち「火器の使用までは予見できなかった」との点については、上述の通り、参加チームは、サポーターに対して、適切な施設の利用を含む観戦マナーを守らせる義務を負うものであり、また、本件は最低でも4名のサポーターが関わり計画的かつ組織的に行われていることを踏まえると、対象者によるサポーターへの事前の適切な指導、周知が行われていれば、事前にこのような危険な行為を察知し、これを防止することも十分に期待することができたといわざるを得ない。したがって、結果的に生じた具体的な行為の発生を予見できなかったとしても、対象者の義務違反の度合いを軽減する事情とはなり得ない。また、花火の打ち上げが1分20秒にもわたり放置され、試合中に当該サポーターらに対して何らの措置も採られていないことからすれば、仮に「当該行為の実行中に警備員がたどり着くことができなかった」としても、対象者は、速やかに、被害の発生および拡大を防ぎ、観客や選手等の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講じたとは認められず、対象者の責任を軽減する事情とはならない。

オ 懲罰

当該サポーターらによる上記スタジアム内での大量の花火および発煙筒の持ち込みならびにこれらの使用は、天皇杯の試合だけではなくJリーグの主催試合の全てを含めても、わが国のサッカー史上でも類を見ない極めて危険な重大な行為であるといえ、このような行為を防げなかった対象者の責任は極めて重いといわざるを得ない。規律委員会では、対象者によるこのような義務違反の重大性に鑑み、天皇杯およびJリーグ主催試合における過去の事例に対する処分例等を参考とし、対象者に対し、譴責（始末書の提出）および罰金500万円を科すのが相当であると判断した。

2. 浦和レッドダイヤモンズに対する懲罰の件

対象者：浦和レッドダイヤモンズ

懲罰 : (1)2024 年度天皇杯 (天皇杯 JFA 第 104 回全日本サッカー選手権大会) の参加資格の剥奪
(2) 譴責 (始末書の提出)

根拠条項 : 懲罰規程 第 4 条第 2 項 (2) 及び (15)、第 27 条、〔別紙 1〕 3-7
天皇杯試合運営要項 第 30 条

理由等 :

① 嫌疑

マッチコミッショナーおよび本大会実施委員会からの報告およびその後の映像分析等に基づく対象者の嫌疑の概要は以下の通りである。

(嫌疑の概要)

対象者は、自チームのサポーターに対して試合後においても秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を怠り、2023 年 8 月 2 日 (水) に CS アセット港サッカー場にて行われた本大会 4 回戦対名古屋グランパス戦の試合 (以下、「本試合」という) において、試合終了から約 20 分後より、多数 (合計 70 名以上) の対象者のサポーター (以下、「本件サポーターら」という) が暴徒化して、以下に掲げる当協会試合運営管理規定に違反する行為 (以下「本件管理規定違反行為」という) に及んだことを防止できなかったほか、本件サポーターらを即刻退去させるなど、観客や選手その他の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講じなかった。

<本件サポーターらによる本件管理規定違反行為>

1. フィールドへの飛び降り
2. 相手チームのサポーターおよび警備運営スタッフに対する暴力
3. 相手チームのサポーターに対する威嚇
4. 相手チームのサポーターエリアへの集団での押し寄せ
5. 相手チームのサポーターの横断幕やスタジアム内の設置物の損壊
6. 立ち入り禁止区域 (券種外の入場可能エリア、関係者エリア、相手チームのサポーターエリア等) への不正侵入
7. スタジアム内を走り回る行為
8. 掲出不可エリアへの横断幕の設置

なお、当協会執行部は本大会の主催者として、本件サポーターらのうち特定することができた 18 人 (現時点) に対し、各々の各本件管理規定違反行為を個別に認定した上で、当協会試合運営管理規定に基づき、処分を行っている。

② 当委員会の判断

規律委員会は、上記の嫌疑の内容を精査し、対象者に弁明の機会を付与した上で、慎重に検討し審議を重ねた結果、以下の通り判断する。

ア 管轄権

対象者は当協会の加盟チームであることから、懲罰規程第 2 条に基づき規律委員会は対象者に懲罰を科す権限を有する。また、本大会は当協会が主催する公式競技会であることに加え、本大会の開催規程第 4 条に「本大会における懲罰問題に関して、本協会規律委員会が直接管轄する」と

規定されていることから、懲罰規程第 16 条第 2 号に基づき、規律委員会は、本大会における対象者の行為について調査・審議する権限を有する。

イ 事実関係

本件サポーターらによる本件管理規定違反行為については、マッチコミッショナーおよび本大会実施委員会の報告ならびに映像等の客観的証拠から明らかであり、対象者もこの点について争っておらず、事実であると認定できる。

ウ 対象者の有責性

天皇杯試合運営要項第 30 条第 1 項に、「参加チームは、自チームのサポーターに対して、試合の前後及び試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。」と規定されていることから、対象者を含む本大会の参加チームは、自チームのサポーターの行為についての管理監督責任、さらには、自チームのサポーターに対して、観客や選手その他の試合に関わる人の安全を確保するために、適切な観戦マナーを守らせ、施設の適切な使用等を周知し、遵守させる責任（サポーターへの指導責任）を負う。

また、同条第 2 項には、「参加チームは、前項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、主管協会と協議の上、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講じなければならない。」と規定されていることから、自チームのサポーターによる危険な行為等が生じた場合には、参加チームは、速やかに、当該行為をやめさせるとともに、被害の発生及び拡大を防ぎ、観客や選手その他の試合に関わる人の安全を確保するために、即刻退去させる等の適切な措置を講じなければならない。

本件サポーターらは、試合終了後ではあるものの、まだ多くの観客や関係者がスタジアムに残っていた状況において、集団で暴徒化し、スタジアムの各所において同時多発的に前記く本件サポーターらによる本件管理規定違反行為>1. から 7. までの危険かつ乱暴な行為を行った。すなわち、本件サポーターらは、集団でフィールドへ飛び降りて、相手チームのサポーターエリアに押し寄せ、相手チームのサポーターや関係者に対し大声を出すなどして威嚇し、相手チームのサポーターや警備運営関係者に対して暴行を加えるなどし、さらには、相手チームのサポーターのウェアおよび横断幕やスタジアムの備品を損壊している。本件サポーターらによるこのような暴動により、スタジアム内は騒然とし、一時的に警備運営関係者においても制御することができない無秩序な状態となり、相手チームのサポーターを含む観客、選手等の関係者及び警備運営関係者が身の危険を感じざるを得ない状況を招いている。このような状態は、警察が出動して収束するまで、約 1 時間あまり続いた。

本件サポーターらによる本件管理規定違反行為は、対象者がサポーターとクラブとの間のコミュニケーションを通じて適切な管理監督と指導を行っていれば、防止することができたものであるといわざるを得なかったものであり、対象者には、自チームのサポーターに適切な観戦マナーを守らせ、施設の適切な使用等を周知し、遵守させる義務があったとした天皇杯試合運営要項第 30 条第 1 項に定める指導責任（サポーターの行為についての管理監督責任及びサポーターへの指導責任）の懈怠があったものと認められる。

さらに、本件サポーターらによる本件管理規定違反行為の発生後も、対象者は暴徒化した本件サ

ポーターらを即刻退去させるなどして本件管理規定違反行為を止めることができず、結果的に1時間あまりの間、スタジアムを警備運営関係者においても制御することができない無秩序な状態に陥らせた。したがって、対象者は、被害の発生および拡大を防ぎ、観客や選手その他の試合に関わる人の安全を確保するために適切な措置を講ずるべきであるとする同条第2項にも違反すると認められる。

エ 情状

対象者は、その弁明において、クラブとして実施していた対策の内容と、それにもかかわらず本件サポーターらによる本件管理規定違反行為が生じたことの原因等について以下の通り述べている。

(ア) 本試合に向けた対策等について

本試合に向け、以下のような対策を実施したが、従前の経過に照らして、本件サポーターらによる本件管理規定違反行為の発生の蓋然性が高いとは想定しておらず、それに対する具体的な打ち合わせはできていなかった。

■本試合については、直前まで試合会場の変更等の可能性があったこと、また、本試合会場では「鳴り物」の使用が禁止されているという背景から、通常より問題行動が起こるリスクが高いと考え、関係者（愛知県協会、当協会運営担当者、相手クラブ）と綿密に打ち合わせを行い、また、試合会場の視察を行うなどの対策を採った。

■「鳴り物禁止ルール」違反への対応として、入場門にスタッフを重点的に配置するなどし、さらに、本試合後は、試合の結果及び内容に照らして、サポーターからの何かしらのアクション（対話やチームバスの囲み等）があると予想し、それに対応すべく、競技運営スタッフをゴール裏スタンドフィールド内に2名、スタンド内に4名の合計6名を配置するなどの対策を講じていた。

(イ) 相手チームのサポーターからの挑発について

相手チームのサポーター2名から発せられた何らかの言葉（「早く帰れ、こっちに来い」といった内容であったとの話もあるが特定はできていない）に対し、本件サポーターらの一部が憤慨し、バックスタンド側に移動を開始し、その後、その他のサポーターもこれに続き、本件管理規定違反行為に至った。

(ウ) 今後の対応策について

今後の対応策として、以下のような対応を予定している。

■過去に自チームのサポーターによる違反事案が生じた際にも、その都度、再発防止に向けた措置を講じてきたものの、本件を防ぐことができなかったことを受け、違反行為をしたサポーターに対する対象者による独自の処分について厳罰化と処分基準の見直しを行う。

■新たな取り組みとして、専門家に本件の原因分析等を依頼して、その結果を踏まえて再発防止策を策定し、さらには、第三者委員会を設置して対策を講じることを検討する。

(エ) 反省の弁

「今回、不適切行為を生じたことは、これまで先人が紡いできた日本サッカーの歴史に泥を塗る愚行であり、これまで多くのサッカー関係者やファン・サポーターの皆さまの努力によって形成さ

れてきた、スタジアム観戦への好意的なイメージを傷つけてしまったことはサッカー界、スポーツ界に身を置く者として痛恨の極みでございます」。

以上の対象者の弁明に対し、規律委員会は以下の通り判断する。

上記（ア）（本試合に向けた対策等について）について、「今回生じた当該サポーターらの行為については、従前の経過に照らして発生の蓋然性が高いとは想定しておらず、それに対する具体的な打ち合わせはできていなかった」との弁明は、上述の通り、参加チームは、自チームのサポーターに対して適切な施設の利用を含む観戦マナーを守らせる義務を負うものであり、また、本件は、対象者によるサポーターへの事前の適切な指導、周知が徹底されていれば、このような危険な行為を防止することも十分に期待することができたといわざるを得ず、対象者の義務違反の度合いを軽減する事情とはなり得ない。

また、上記（イ）（相手チームのサポーターからの挑発）については、確かに本件の直接のきっかけは、相手方チームのサポーターの言動にあった可能性も否定はできないものの、そうであったとしても、本件サポーターらの行動は、その反応として著しく過剰かつ執拗なものであり、情状として汲むべき事情には当たらないと考えられる。

最後に、上記（ウ）（今後の対応策）および（エ）（反省の弁）については、規律委員会としては、対象者の再発防止に向けた今後の対応に期待し、これを注視するものの、本件においては考慮事由とはならないと判断した。

オ 懲罰

本件は、現時点で判明しているだけでも70名以上にも及ぶ多数のサポーターがスタジアム内で集団として暴徒化し、相手チームのサポーターを威嚇し、相手チームのサポーターや警備運営関係者に対して暴行を加えるという、日本サッカー史上、過去に類を見ない極めて危険かつ醜悪なものであり、その場に居合わせた子どもを含む多くの観客、チーム関係者、スタジアムや運営に携わる関係者等を危険にさらし、恐怖に陥れるものであった。また、その様子はテレビやインターネットを通して、広く伝えられ、サッカー関係者以外の多くの人々にも強い衝撃を与えた。

当協会は、JFA2005年宣言において、「サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にすることで、人々が幸せになれる環境を作り上げる。」というビジョンを掲げている。また、Jリーグも、「豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達への寄与」を掲げ、その活動方針の一つとして、「自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立すること」を宣言している。

このように、当協会およびJリーグは、サッカーは子どもたちを始めとする多くの人々に夢を与え、感動させる存在でなければならないと考えている。人々がスタジアムにおいて安全、安心に観戦することができなくなれば、人々の足をスタジアムから遠のかせることになり、ひいてはサッカー競技自体への興味を失わせることにもなりかねない。本件の対象者のサポーターによる暴挙は、このような当協会やJリーグの理念に真っ向から反するものであり、断じて許されない。

これまでも、対象者のサポーターが引き起こした問題行動による懲罰事案は、Jリーグおよび天皇杯を含めて2000年以降だけでも11件にも上る。サポーターの問題行動が起こるたびに、対象者が、再発防止に向け、さまざまな取り組みを行ってきたことは一定程度評価するものの、残

念ながら、そのような取り組みにもかかわらず、対象者のサポーターによる問題行動は繰り返され、それらの問題行動は改善を見せるどころか、本件のような集団的に暴徒化するという許されざる暴挙にまで至っている。このような実態を直視すると、対象者による取り組みは十分ではなかったといわざるを得ず、対象者にさらなる猛省と実効性のある再発防止策の策定および実施を促すには、これまでと同様に罰金の処分を重ねたとしても、十分な効果は得られないと考えられる。

さらに、対象者のサポーターによる問題行動に係るJリーグによる直近の懲罰事案（2022年7月）においては、対象者は、罰金2000万円の懲罰を科されるとともに、「対象者が再びサポーターの行為に起因する懲罰事案を発生させた場合、無観客試合の開催又は勝点減といった懲罰を諮問する可能性がある」と強い警告を受けていた。本件はこの警告にもかかわらず発生したものである。

以上を踏まえ、本件がトーナメント制を採用する天皇杯において行われたこと、および対象者が既に本年度の天皇杯を敗退していることを考慮し、規律委員会は、対象者に対して、譴責（始末書の提出）に加えて、「2024年度天皇杯（天皇杯JFA第104回全日本サッカー選手権大会）の参加資格の剥奪」というこれまでに対象者に科した懲罰よりも重い懲罰を科すことが相当であると判断した。

なお、規律委員会は決定通知の中で以下の通り付言している。

「以上の懲罰は、対象者（クラブ）に対するものであるが、本件管理規定違反行為の実行者である本件サポーターらには、自らの行為がクラブに招いた結果の重大性をしっかりと受け止めてほしい。サポーターはクラブとその選手たちを心から応援し、愛する存在であるはずである。観戦ルールに違反する行為は、結果的に、自分が愛するクラブ、ひいては、そのクラブを愛する多くの仲間たちを傷つけることになってしまう。そのことを自覚し、ルールを守って観戦していただくことを規律委員会としても切に願うものである。」

22. 裁定委員会に関する懲罰の件

裁定委員会（委員長：山田秀雄）より報告された懲罰案件2件について報告する。